

有効期間 5年(令和9年12月31日まで)

令和4年12月27日

各 警 察 署 長 様

警 備 部 長
(危機管理課)

災害モニターの指定及び効果的な運用の一部改正について(通達)

災害モニターの指定等については、「災害モニターの指定及び効果的な運用について(通達)」(平成29年5月24日付け。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、通達の一部を改正し、本日付けをもって施行するので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本日限り廃止する。

1 災害モニターの指定

(1) 指定

災害モニターは、管内居住者、在勤者等、その地域の実情に精通した者の中から指定すること。

(2) 指定基準

ア 電話(加入・携帯)を保有し、警察業務に理解があり、協力が得られる者

イ 自身の個人情報(人定、電話番号等)を警察が管理することに同意した者

2 災害モニターの任務

(1) 警察への情報連絡

ア 災害発生の予兆、現状等に関すること。

イ 付近住民の安否、被災状況に関すること。

(2) 警察からの情報伝達

ア 付近住民の避難場所及び避難路等に関すること。

イ 災害情報に関すること。

3 効果的な運用に関する留意事項

(1) 効果的な配置

災害モニターの指定は、災害発生のおそれがある危険な場所及び地域、孤立する危険性がある地区を踏まえ、管内全体を網羅するよう効果的な配置に努めること。

また、災害モニターの指定にあたっては、形式的な指定とならないよう、不断に検証を行って指定を見直すなど、真に効果のある配置となるよう努めること。

(2) 任務に関する説明の徹底

災害モニターは、その個人の行動を拘束するものではなく、災害発生時に可能な範

圏内で被災状況、安否確認等の双方向型の情報伝達を行うものであることを理解させること。

(3) 良好な協力関係の構築

定期的な面接を通じて災害モニターの行う任務を周知し、発災時に積極的な協力が得られるよう、平素から良好な協力関係を構築すること。

(4) 災害モニター指定一覧表の作成

災害モニターの指定にあたっては、別紙「災害モニター指定一覧表」に必要事項を記載して保管管理を行うこと。

「災害モニター指定一覧表」の保管管理にあたっては、個人情報に記載されていることから、その取扱いには十分留意すること。

4 報告

災害モニターの指定及び解除を行った場合は、修正した「災害モニター指定一覧表」を速やかに下記担当宛てに送付して報告すること。

〔 本件担当 災害対策第一係
警 電 XXXXXXXXXX 〕

別紙

災害モニター指定一覧表

〇〇警察署
(担当 〇〇)

番号	指 定 日	災害モニターの人定等	災害発生危険地域(任意)
1	(記載例) H〇〇年〇月〇日	〇〇市〇〇町〇番〇号 職業, 役職等 平成 太郎 生年月日 加入電話番号, 携帯電話番号 (メールアドレス)	〇〇市〇〇町〇〇地区
2			
3			